

施 運 第 8 1 2 号
平成 2 7 年 1 月 2 3 日

各関係団体の長 様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布について

保健福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。さて、標記省令につきまして、別添のとおり官報公布されましたのでお知らせします。

つきましては、平成 2 7 年 4 月 1 日からの円滑な施行に向けてご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、道内各事業所等には、総合振興局（振興局）を通じ周知しておりますので、申し添えます。

担当：事業指定グループ

（主査：中瀬）

TEL 011-231-4111(内線)25-226

FAX 011-232-1097

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令 (厚生労働一〇)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 (政治資金適正化委一)
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件 (同二)
○原戸籍が滅失した件 (法務五二)
○除籍が滅失した件 (同五二、五三、五五、五六)
○原戸籍の一部が滅失した件 (同五四)
○日本国に帰化を許可する件 (同五七)

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件 (外務一五)
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件 (財務・農林水産一)

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件 (同二)
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 (同三)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件 (厚生労働一)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録証機関の登録事項を変更した旨を公示する件 (同二)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件 (同三)

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 (農林水産一四一)

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 (同二四二)

○保安林の指定をする件 (同四三三、一五一)
○保安林の指定を解除する件 (同四三三)
○保安林の指定施設要件を変更する件 (同四三三、一五四)
○砂防法第二条の土地を指定する件 (国土交通四一)
○海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示 (海上保安庁二)

○道路に関する件 (北陸地方整備局七、八)
○道路に関する件 (近畿地方整備局九)

〔人事異動〕
内閣 法務省 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕
公聴会

労働基準法百十三条の規定による公聴会の開催について (厚生労働省)

〔公 告〕
諸事項

官庁
特定保険募集人の所在の確知等、建設業の許可の取消処分関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特許法人等
企業年金基金変更関係
会社その他

三
九

省 令

○厚生労働省令第十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五條の十四第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(附則第二條第三号及び第四條第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(附則第二條第三号及び第四條第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四号)附則第二條第三号及び第四條第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第五條の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第三号中「第三十五條(第四十五條、第六十一條、第百十五條)を「第三十五條(第四十五條、第六十一條)に改め、「第四十四條」の下に「、第百十五條の二(第百十五條において準用する場合に限る。)」を加え、同條第七号中「第三十五條(第五十五條、第七十四條、第八十四條、第九十三條、第百七條)を「第三十五條(第五十五條、第七十四條、第八十四條、第九十三條、第百七條)を「第三十五條(第五十五條、第七十四條、第八十四條、第九十三條)に改め、第三十三條第一項から第三十三條」の下に「、第百十五條の二」を加える。

提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すことに一人以上とすることができ、

第九十九條中第四項を第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合(指定介護予防通所介護事業所が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護の事業者に係る指定を行った都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)に届け出るものとする。

第九十九條の次に次の一項を加える。(事故発生時の対応) 第百五條の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日) 第一條 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

第二條 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「第五條第二項及び第五項」を「第五條第二項及び第六項」に、同項の

告 示

表申「第五條第五項」を「第五條第六項」に改める。

附則第四條第三号中「第三十四條の二から第三十六條まで(第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。)」を「第三十四條の二(第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。)、第三十六條(第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。)」に改める。

附則第五條第一項及び同項の表中「第九十九條第四項」を「第九十九條第五項」に改める。

政治資金適正化委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九條の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十二日

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏名 抹消年月日 氏名

四八〇一 二六、二二、一九 田中 貢

四八〇二 二六、二二、一九 大木 恆彦

四八〇三 二六、二二、一九 松井 賢二

四八〇四 二六、二二、一九 押金 秀男

四八〇五 二六、二二、一九 松島 慎平

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九條の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十二日

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏名 抹消年月日 氏名

七七七 毛見 広明 二七、一、六 本人からの申請

三五八九 梅村 正和 二七、一、六 本人からの申請

○法務省告示第五十一号

山梨県南巨摩郡早川町役場保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十七年一月二十二日

法務大臣 上川 陽子

山梨県南巨摩郡早川町保千三百二十六番地

望月 房子

○法務省告示第五十二号

沖繩県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は平成二十七年二月二十三日までに、同村長に対して、次の手続をしてくださう。

一、当該除籍に係る戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは贖託をし、又は戸籍に記載を

表申「第五條第五項」を「第五條第六項」に改める。

附則第四條第三号中「第三十四條の二から第三十六條まで(第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。)」を「第三十四條の二(第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。)、第三十六條(第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る。)」に改める。

附則第五條第一項及び同項の表中「第九十九條第四項」を「第九十九條第五項」に改める。

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員長 伊藤 鉄男

事務連絡
平成27年1月22日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
振興課

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

1月16日付の事務連絡でもご連絡させていただいたとおり、本日、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第10号）が官報公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、平成27年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。